

平成26年度 第3回福岡市こども・子育て審議会  
議事録

【期 日】平成27年2月3日（火） 13:30～16:00

【場 所】電気ビル共創館カンファレンスA（大会議室）

【出席者】

○委員29名

針塚委員長、松浦副委員長、池内委員、池田委員、上田委員、大谷委員、大原委員  
尾花委員、柿迫委員、勝見委員、川原委員、楠根委員、古賀委員、重富委員、調委員  
菅委員、杉原委員、谷口（芳）委員、中山委員、日高委員、藤田委員、増田委員  
松本委員、元山委員、森住委員、山口委員、山田委員、横山委員、渡辺委員

※欠席委員8名

安部委員、桑原委員、櫻木委員、谷口（初）委員、中村委員、西岡委員、峯田委員  
山下委員

○市関係者

石橋こども未来局長、池見こども部長、松本子育て支援部長、藤林こども総合相談セ  
ンター所長、野中総合調整担当部長、他関係課長

【次第】

○議題 「第4次福岡市子ども総合計画」について

○審議 「福岡市児童養護施設等の小規模化に係る推進計画」について  
専門部会の開催状況について

開会

○事務局 皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。  
時間になりましたので、平成26年度第3回福岡市こども・子育て審議会を開会させてい  
ただきます。本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項  
の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。当審議会の  
委員37名のうち、本日は29名の皆様にご出席をいただいております。本日の会議が成立いた  
しますことを、まずご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の石橋より一言ご挨拶を申し上げます。

（こども未来局長挨拶）

○事務局 それでは、早速、会議に入らせていただきたいと思います。会議の進行を針塚委員長、よろしくお願いいたします。

## 議題

「第4次福岡市子ども総合計画」について

○委員長 それでは、始めさせていただきます。議事の第1、議題ですが、本日は一つだけです。「第4次福岡市子ども総合計画」についてでございます。これにつきまして、パブリックコメント等について事務局からお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 まず、第4次福岡市子ども総合計画を策定するに当たりまして、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。資料1の「市民意見要旨と市の考え方」をお願いいたします。

資料1の1ページをお願いいたします。意見募集期間は平成26年11月4日から12月1日です。閲覧場所につきましては、こども未来局総務企画課、情報プラザ、情報公開室、各区情報コーナー、各区子育て支援課などです。意見の提出状況につきましては、22人の方から91件のご意見をいただいております。意見の分類は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。パブリックコメントの市民意見要旨と市の考え方をまとめております。左から意見番号、意見要旨、意見内容（要約）、意見に対する市の考え方を記載しております。意見要旨が同様のものもあり、また時間の都合上、各項目から少し抜粋して報告させていただきます。

「計画の総論」について、意見番号1、虐待の未然防止の観点から、早い時期から親への教育に三要素を取り込む必要があるというご意見に対する市の考え方です。乳幼児健診や母子保健訪問などの機会や各種の相談窓口、ティーンエイジャー向けの教室などを通じて、啓発や助言に努めてまいります。

意見番号2、子どもの権利の確立には男女平等政策の推進が必要というご意見につきましては、男女平等意識の浸透や固定的性別役割分担意識の解消については、男女共同参画基本計画に基づき、啓発事業や学習機会の提供、情報発信などに取り組んでいます。また、男女共同参画基本計画の基本目標の一つをDV基本計画と位置づけており、DV被害者の子どもの支援等を行っております。

3ページをお願いいたします。1の「子どもに関する相談・支援体制の充実」について、意見番号4、こども総合相談センターの体制強化、専門性を持った職員の増員に関するご意見につきましては、相談体制強化については、総合計画にも盛り込んでいると

ころであり、職員体制につきましても、引き続き強化を図ってまいります。

意見番号6、連携を調整・管理するポジションが必要というご意見につきましては、区役所、地域、学校をはじめ、福祉・医療・保健・教育の各分野の関係者や警察などで構成する要保護児童支援地域協議会で支援方針を共有し、支援を行っています。

2の「児童虐待防止対策」について、意見番号7、児童虐待防止のため、乳幼児健診等に出てこない母子を引き出すためのインセンティブが必要ではないかというご意見につきましては、乳幼児健診の必要性を伝える受診勧奨を妊産婦訪問等の機会に行うとともに、校区担当の保健師が訪問を行うなど、子どもの発育・発達の確認、母親の育児相談等を実施し、養育環境の把握と支援に努めております。

4ページをお願いいたします。意見番号8、児童虐待の早期発見について、NPO等民間の手法・力を活用すべきであるというご意見につきましては、虐待対応に取り組んでいる民間団体とも連携し、虐待の早期発見や虐待防止に向けた広報・啓発活動をはじめ、さまざまな取り組みを行っており、今後とも、効果的な連携について研究してまいります。

3の「社会的養護体制の充実」について、意見番号12、里親への支援強化、里親支援専門相談員の位置づけ等に関するご意見につきましては、里親が悩みを相談できる場所として、こども総合相談センター、里親支援専門相談員、子ども家庭支援センターなどがあり、内容に応じて相談先を選択できる体制の整備を行う中で里親支援専門相談員の活用についての整理も行っております。

6ページをお願いいたします。意見番号17。自立援助ホームを増やすより、里親の措置延長や児童養護施設にその機能を持たせるほうがよいというご意見につきましては、自立援助ホームにつきましては、必要とする児童が相当数存在しているため、増設を計画しています。また、自立援助ホームの機能を十分に発揮するためには、定められた職員配置基準等を満たす必要があり、小規模化する施設の一部に機能を持たせる方法では十分ではないと考えます。

5の「子ども・若者の支援」について、意見番号18、学校教育の自立支援の観点からの教育の位置づけに関するご意見につきましては、学校教育においては、体育科、保健体育科、学級活動等において性に関する教育を位置づけています。また、社会科や家庭科、学級活動等において男女平等教育や職業教育及び労働者の権利教育を位置づけています。さらに、道徳や総合的な学習の時間、学級活動等において人権教育や男女平等教育を推進しております。

7ページをお願いいたします。6の「子どもの貧困対策」について、意見番号20、子どもの貧困対策、支援を必要としている子どもや家庭への情報発信に関するご意見につきましては、福岡市子どもの学びと居場所づくり事業では、主に生活保護家庭の子ども

に対し、居場所の提供と学習支援を実施しております。生活保護関連部署、学校や子ども関連部署などが連携し、対象者の把握と情報の周知に努めてまいります。

8ページをお願いいたします。1の「幼児教育・保育の充実」意見番号23、保育所の入所要件、きょうだい児に関するご意見につきましては、きょうだい児が既に入所している児童については、入所優先順位を一つ上げることとしており、次年度においても利用者決定の基礎となる基本点数に加えて、一定の調整点数が加算されるなど、優先度を高くしております。

9ページをお願いいたします。意見番号31、保育士の処遇改善に関するご意見につきましては、福岡市独自でも民間保育所に対して福岡市保育協会を通じて、必要な助成を行っております。

10ページをお願いいたします。意見番号35、保育士の確保（登録制の導入）に関するご意見につきましては、地方公共団体無料職業紹介事業として、保育士・保育所支援センターを開設しております。保育士資格を有し保育所への就職を希望される方に登録をしていただき、求人園とニーズを調整した上で、あっせんを行っております。保育士就職支援研修会や指定保育士養成施設などにおいても支援センターへの登録をお願いしております。

意見番号38、幼稚園教諭の待遇改善に関するご意見につきましては、私立幼稚園に対しては、幼稚園教育の振興・充実を図るため、福岡県の助成に加え、福岡市も運営費を助成しており、今後も引き続き支援を行ってまいります。

11ページをお願いいたします。意見番号41、42、病児・病後児保育を充実してほしいというご意見につきましては、病気や病気の回復期にある児童を一時保育することができる病児・病後児デイケア事業を医療機関の協力を得て、市内18カ所で実施しております。

意見番号45、ショートステイについて、より身近な地域での受け入れが可能となる仕組みづくりを検討してほしいというご意見につきましては、受け皿の確保は重要な課題であると認識しております。里親の活用も含め、検討してまいります。

12ページをお願いいたします。意見番号47、保育の質の向上に関するご意見につきましては、職員一人一人が保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図るなど、さらなる保育の質の向上に努めてまいります。

13ページをお願いいたします。意見番号51、保幼小連絡会の改善を図ってほしいというご意見につきましては、保幼小連携教育については、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る観点から、福岡市保・幼・小・中連絡協議会を設置しており、幼児期の教育のあり方や校種間の連携のあり方などをともに考え、就学前教育の充実に向け

て積極的に取り組んでまいります。

2の「母と子の心と体の健康づくり」について、意見番号52、マタニティ教室の活用に関するご意見につきましては、マタニティスクールは、土曜日または日曜日にも開催するなど、より多くの方にご参加いただけるように取り組んでおります。また、助産師等による産後の新生児訪問や各区保健福祉センターでの電話相談も実施しており、母親の育児不安の解消に努めております。

意見番号53、妊婦健康診査の費用助成を充実してほしいというご意見につきましては、妊婦健診の助成は、妊婦が早期から定期的に受診できるように、国の基準に基づき14回分の助成を行っているところでございます。

14ページをお願いいたします。3の「ひとり親家庭への支援」について、意見番号55、ベビーシッター派遣等を充実してほしいというご意見につきましては、保育所入所までの間となる生後3カ月までのベビーシッター派遣費用について一部助成する産休明けサポート事業を実施しております。また、生後3カ月から小学校6年生までの子どもについて、地域の中で育児の援助活動を行う福岡ファミリー・サポート・センターなどがございます。

意見番号56、学習支援を充実してほしいというご意見につきましては、ひとり親家庭の子どもについては、ひとり親家庭支援センターで夏季5日間の学習支援を実施しております。

意見番号57、高等職業訓練促進給付金の対象拡大に関するご意見につきましては、現在、七つの職種を対象としており、雇用情勢や国等の職業訓練施策の実施状況に応じ、就業への有効性を踏まえながら対象資格の見直しを検討していきます。また、中学卒や高校中退者が就職に有利になるように、高卒認定資格取得への支援創設等を含め、ひとり親家庭への就業促進のための支援を総合的に検討してまいります。

15ページをお願いいたします。意見番号61、ファミリー・サポート利用料助成制度の導入に関するご意見につきましては、ファミリー・サポート・センター事業の利用料金につきましては、平成17年度に料金の引き下げを行う等、これまで見直しを行ってきたところでございます。今後も、利用される方のご意見や他都市の動向などを踏まえ、利用料金について研究してまいります。

意見番号62、63、未婚ひとり親家庭の保育料に係る寡婦（夫）控除のみなし適用に関するご意見につきましては、ひとり親世帯について、法律上の婚姻歴の有無により保育料の取り扱いに差が生じておりますが、養育費負担の格差など、母子福祉の観点からは改善されるべき点があると考えております。非婚のひとり親世帯に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について、国に対して要望するとともに、他都市の状況なども十分に踏まえ、検討を進めてまいります。

16ページをお願いいたします。意見番号66、ひとり親家庭等生活困窮家庭のため、市営住宅の優先入居を拡大してほしいというご意見につきましては、ひとり親家庭は、特に住宅の困窮度が高いことから、入居者募集において優先入居の制度を実施しているところでございます。

4の「子育て家庭への経済的な支援」について、意見番号67、68、子ども医療費助成を拡充してほしいというご意見につきましては、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子ども医療費助成制度の拡充に取り組みます。

17ページをお願いいたします。意見番号69、保育料負担の軽減に関するご意見につきましては、私立幼稚園に通う場合は就園奨励費として助成を行っており、保育所に通う場合については国の基準額から20%相当額を減額した保育料体系とするとともに、市民税非課税世帯等の無料化を実施しております。さらに、第3子優遇事業において、18歳未満の第3子以降の子どもの保育料の助成や免除を行い、負担軽減を図っているところです。

18ページをお願いいたします。5の「仕事と子育ての両立に向けた環境づくり」における、意見番号71、男性の育児休業取得促進について、目標設定や有効な取り組みが必要であるというご意見につきましては、企業への出前型ワーク・ライフ・バランスセミナー等の啓発事業、社会貢献優良企業優遇制度の促進、個人向け啓発事業の実施など、今後とも、育児休業取得を含めた男性の育児参加を促進してまいります。なお、目標設定に関しては、父親の1週間当たりの家事・育児の時間を成果指標として設定しております。

意見番号73、働く女性が安心して望む出産に関するご意見につきましては、思春期を迎える児童や思春期の生徒が正しい性知識、生命の尊さと望ましい行動変容等を学ぶためのティーンエイジャー教室を開催しております。また、各区保健福祉センターにおいて、さまざまな悩みや不妊で悩む方々に対する相談に対応し、女性の健康の保持・増進を図っております。

19ページをお願いいたします。意見番号75、長時間労働の解消と非正規雇用対策が必要というご意見につきましては、今後とも、ワーク・ライフ・バランスを推進するセミナーや労働関係法令等を周知するなどの事業を実施していきます。

意見番号76、子育てを支援するまちづくり（企業や店への優遇措置）に関するご意見につきましては、授乳やおむつ交換のスペースがある施設や店を登録する赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、福岡県が行っている子育て応援の店推進事業などと連携しながら、親子で外出しやすいまちになるよう取り組んでまいります。

20ページをお願いいたします。6の「子育てを支援する住まいづくり・まちづくり」について、意見番号77、子ども連れ優先車両の導入に関するご意見につきましては、子

ども連れ優先車両につきましては、車両間混雑の状況に格差が生じることや、エレベーターやエスカレーターを利用するお客様の利便性が低下するおそれがあることなどから、現時点では導入は考えておりません。

21ページをお願いいたします。1の「地域全体で子どもを育む環境づくり」について、意見番号82、ファミリー・サポート制度に関するご意見につきましては、病児を預かることについては、提供会員の負担も大きくなることから、委託事業者と協議しながら検討してまいります。

2の「子どもの健やかな成長を支える取組」について、意見番号83、次の22ページの84、留守家庭子ども会の利用時間に関するご意見につきましては、留守家庭子ども会の開設時間につきましては、学校休業日における開設時間について、早めてほしいという要望等を受け、現在、検討を行っているところでございます。

3の「子どもの遊び場や活動の場づくり」について、意見番号85、子どもプラザ等に専門の相談員を設置したらどうかというご意見につきましては、子どもプラザでは、各区保健福祉センターとの連携のもと、日常的に子育てに関する相談・援助を行っており、平成25年度からは、各区に保育コンシェルジュを配置し、保育に係るサービスや制度等について出張相談を行っております。今後とも効率的な相談体制の充実に向けて取り組んでまいります。

意見番号86、親子で参加できるイベントを実施したり、支援したりしてほしいというご意見につきましては、乳幼児親子がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる子どもプラザを市内14カ所で開設しており、絵本の読み聞かせや親子遊び等を行っております。また、公民館等を中心に136の小学校区で、地域の見守りのもと、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる子育て交流サロンが開設されております。

23ページをお願いいたします。

意見番号88、小学校低学年の放課後の居場所づくりとして、わいわい広場を毎日開催してほしいというご意見につきましては、わいわい広場の実施回数は、モデル事業や有識者を含めた検討・提案会議の意見を踏まえ、週3回以上をめどに、各校の実情にあわせて、地域・保護者・学校関係者で構成する運営協議会にもご意見をいただきながら決定しております。

6の「子ども・若者の安全を守る取組と非行防止」について、意見番号89、子どもの自転車レーンを整備してほしいというご意見につきましては、福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画を策定し、車道部での自転車レーンや路肩のカラー化を整備しております。

24ページをお願いいたします。意見番号90、交通事故のない安全・安心なまちにするためというご意見につきましては、交通安全事業の中でも、通学路の歩車分離は、児童

生徒の安全な通行確保の観点から重要な整備であると認識しており、今後も引き続き、通学路の歩車分離について重点的に取り組んでまいります。

続きまして、資料2の「中高生意見要旨と市の考え方」の1ページをごらんください。

今回特に、中高生にかかわりが深い部分、いわゆる、いじめ、不登校、遊び場、活動の場、さまざまな体験の機会などについて、中高生を対象に意見を募集しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

意見募集期間は、市民意見募集と同様の平成26年11月4日から12月1日でございます。実施方法については、福岡市ホームページに掲載及び中高生を対象とする事業の参加者に郵送しております。意見の提出状況については、10人から26件のご意見をいただきました。意見の提出手段は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。寄せられた意見とその意見に対する市の考え方をまとめております。中高生向けの回答としてまとめております。

意見番号2、いじめや不登校への取り組み、いじめ調査に関するご意見につきましては、学校生活アンケートや教育相談アンケートなど、記名式・無記名式を問わず、いじめに関するアンケートを月に1回行うようにしています。現在、いじめゼロプロジェクトを行っており、各学校のいじめの未然防止の取り組みをさらに充実させていきます。

意見番号3、不登校の人が集まる学校に関するご意見につきましては、福岡市内には、まつ風学級、はまかぜ学級という学校に行けなくなった小中学生が学校復帰を目指して集まる場所があります。福岡市こども総合相談センターで、電話や面接による相談を受け付けています。さらに、悩みなどを相談できる窓口として、全国統一の教育相談ダイヤルや女の子専用相談電話などを設置しております。

意見番号4、体の不自由な子どもたちに関するご意見につきましては、障がいのある児童生徒が通う特別支援学級が設置されている小中学校では、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流を行っています。また、特別支援学校の児童生徒には、住んでいる地域の小中学校で学校行事や授業などに参加する「ふくせき制度」があります。

意見番号5、子ども・若者のためのフリースペース、活動の場を充実させてほしいというご意見につきましては、中高生などの若者が気軽に立ち寄ることができる若者の居場所を開設しています。現在、南区大橋に開設している「フリースペース てい〜んず」をはじめ、市内に5カ所の若者の居場所があります。

3ページをお願いいたします。意見番号9、遊び・活動の場を充実、球技ができる場に関するご意見につきましては、小さな公園では、子どもから高齢者までいろいろな方が同じ場所を使うことになるため、サッカーや野球などが他の利用者の迷惑になる場合もあります。ボール遊びをしても大丈夫だという皆さんの合意が得られれば、ボール遊

び禁止の解除も可能であると考えます。

4 ページをお願いいたします。意見番号12、さまざまな体験の機会、留学先に関するご意見につきましては、姉妹都市との交流活動の一環として、各都市に約10日間ホームステイし、学校体験・文化体験を行う青少年交流事業や英語弁論大会を行っています。また、大学生をグローバル人材として育成し、地元福岡で活躍してもらうことを目的としたスタートアップ奨学金を平成26年度に創設しました。留学前から留学後まで地元福岡での創業・就職の実現に向けた支援を実施します。

意見番号13、文化施設に関するご意見につきましては、東市民センターの移転にあわせて、福岡市で4カ所目の音楽・演劇練習場を設置することとしています。新しい音楽・演劇練習場は、東市民センターとの併用により、使い方を広げ、市民の芸術・文化活動の推進につなげます。

意見番号14、ダンスに関するご意見につきましては、体育の授業で行うダンスや器械運動・水泳・球技などの授業時数は、年間の学習指導計画で必要な時数を算出しているので、残念ながらダンスだけを増やすことはできません。ダンスも含めた各分野で先生方の指導力が向上するように、研修会や実技講習会を開催しています。

意見番号15、青少年科学館ホールに関するご意見につきましては、新しい青少年科学館は、子どもの科学への興味・関心を高め、探究心や創意工夫する力を養うことにより、子どもの学力向上と将来を担う人材の育成を目的として再整備することとしています。ホールではありませんが、科学に関する講演会等を行うスペース（300席程度）を整備することとしております。開館後は、講演会等で使用していない場合は、文化事業等にも積極的に貸し出しを行っていきたいと考えております。

5 ページをお願いいたします。意見番号18、移動図書館に関するご意見につきましては、誰もが利用できる図書館サービスの一環として、移動図書館なども検討してまいります。

意見番号19、政治を身近に感じられる体験に関するご意見につきましては、選挙管理委員会では、選挙を身近に感じてもらえるように、実際の選挙で使用している投票箱などの貸し出しや模擬投票の体験を行っています。また、市議会では、議会についての説明を受けながら議場見学ができます。

6 ページをお願いいたします。意見番号23、将来について考える機会をつくってほしいというご意見につきましては、小学校5、6年生を対象とした市内7校の小中学校で、技能職者によるものづくり体験講座や小中学生を対象に開催している「ミニふくおか」の中で、将来の職業について考えるきっかけづくりを行っています。また、中学生のためのキャリアデザイン啓発事業として、中学生向け出前セミナーを実施したり、「中高生夢チャレンジ大学」を開催しております。さらに、学校では、全ての中学校がキャリ

ア教育の全体計画を作成し、社会人講話や職場体験等に取り組んでおります。

意見番号24、子ども・若者が安全に生活、暗い公園や道路に関するご意見につきましては、公園の近所の方から、照明が明るくて夜間眠れないなどの苦情もあるため、近隣住民の方と話し合いながら対応していきたいと思います。また、市の道路照明等については、道路の整備計画や地域の要望を受けて、今後も順番に整備していきます。

7ページをお願いいたします。意見番号25、立ち入り調査と大人のモラルマナーに関するご意見につきましては、子どもたちが健やかに育つ環境を守るために、今後も立ち入り調査を実施していきます。大人についても、子どもの見本となるようなよい行動をすることが大事だと思いますので、さまざまな機会を捉えて働きかけを行ってまいります。

意見番号26、体罰に関するご意見につきましては、体罰は、子どもの人間としての尊厳を損なう行為であり、重大な人権侵害です。さらに、体罰は、心身に大きな傷を残すものであり、学校教育の中ではあってはならないものです。体罰によるのではなく、子どもたちの意識向上が図られるように取り組んでいきます。

市民意見要旨、中高生意見要旨と市の考え方につきましては、以上でございます。

最後に、前回9月の審議会以降からの計画案の修正部分についてご説明申し上げます。簡易な文言修正や数値の時点修正、文字の訂正等は省略させていただきます。

資料3をお願いいたします。資料3の第4次福岡市子ども総合計画（案）の1ページをお願いいたします。

2の「計画策定の背景」（1）国の動きで「子どもの権利に関すること」の五つ目の○を追加記載しております。内容は、母子及び父子並びに寡婦（夫）福祉法についての追加記載でございます。

次に、9ページをお願いいたします。5の「計画の位置づけ等」（1）計画の位置づけで、三つ目の○として「福岡市男女共同参画基本計画」を追加記載しております。

次に、11ページをお願いいたします。（2）基本的視点の視点5「社会全体での支援」の文章に、「男女が共同で子育てを行う意識の醸成」を追加記載しております。

15ページをお願いいたします。枠の中の主な事業の記載を追加しております。事業全体については「この計画に附属するものとして、毎年度、一覧表を作成し、公表します」としております。

16ページをお願いいたします。目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」の現状と課題の一番最後の文章に「子どもの貧困に関する状況が深刻化していること」「貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、対策を強化する必要があること」を追加記載しております。

次に、19ページをお願いいたします。一番下の事業目標、福岡市が独自に設定する項

目で、自立援助ホームの施設数現状値は「2」としておりましたのを「1」に修正しております。

少し飛びまして、28ページをお願いいたします。6の「子どもの貧困対策」につきましては、前回のタイトルは「子どもの貧困問題への対応」としておりましたが、「子どもの貧困対策」とタイトルを修正しております。また、内容も、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の四つの柱を明記しております。

少し飛びまして、43ページをお願いいたします。4の「子育て家庭への経済的な支援」につきましては、2行目から3行目ですが、「安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成拡充を行う」として、「拡充」を追加記載しております。

44ページをお願いいたします。（2）企業における仕事と生活の調和の推進の○の三つ目、前は「女性が働き続け」という表現でしたが、「女性がそれぞれの希望に応じて働き続け」という表現に修正しております。

46ページをお願いいたします。目標3「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」の現状と課題の四つ目に「過保護や過干渉、放任など」という表現を追加記載しております。

50ページをお願いいたします。成果指標の三つ目の「地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合」につきましては、前回、目標値60%としておりましたが、既に達成しているとの報告を受けておりました、関係局と協議の結果、目標値を75%に修正しております。

一番下の事業目標、福岡市が独自に設定する項目の一つ目の放課後等の遊び場づくり事業の現状値を「87」としておりましたが、「86」に訂正しております。

最後になりますが、事業目標の三つ目の通学路の歩車分離につきましては、平成28年度末の目標値78%を既に達成しているとの報告を受けておりますので、関係局と協議の結果、「引き続き整備」と追加記載しております。

報告及び説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま資料1、資料2、資料3に基づきましてパブリックコメントを含めて修正、あるいは、対応についてご説明いただきました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。全般的な意見交換は、また後の審議内容のことで協議したいと思っておりますので、ただいまのご説明についてご意見、ご質問をお願いいたします。いかがでございますか。どうぞお願いいたします。

○委員 小さいことを一つだけ。今回、中高生の意見を集約していただいておりますが、

意見の提出状況が、提出者数が10人、件数が26件ということで、せっかく取り組んでいただいているんですけれども、少ないなと思います。例えば、学校に依頼して意見集約を図るといったことはなされなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○事務局 委員ご指摘のとおり、意見は26件となっております。ただ、ニーズ調査につきましても、中高生の本人から自由なご意見としてたくさんのご意見をいただいております。

また、パブリックコメントの市民意見募集も91件ということで、思ったよりも少のうございましたけれども、こちらも、乳幼児の保護者、小学生の保護者からニーズ調査の時点で約3,000件の自由なご意見をいただいておりますので、それを参考にしながら計画を策定したところでございます。以上でございます。

○委員長 ほかにいかがでございましょうか。

○委員 中高生の意見の要旨の3ページです。7番の意見、市長選挙などに子どもの意見を取り入れたらいいと思うというものに対して、市の考え方として、選挙権にわりと集約して回答していると思えるんです。私もご本人と話したわけではないのでわかりませんが、子どもの意見を反映させる機会を充実というところから見ると、市長の公約などいろいろな福岡市の子ども施策について、子どもの意見を聞く場を設けてほしいという思いではないのかなとも、推測ですけれども、受け取られるんです。そうだとするならば、これはとても重要なことではないかなと思います。市の施策に対して、ぜひ子どもの意見も取り入れてほしいということですので、市の考え方の回答としてはどうなのかと思います。済みません、これは私の感想も含めてなんですけれども。この受け取り方について、ご意見をお願いいたします。

○委員長 今の委員の解釈というか、ご意見についていかがでございましょうか。

○事務局 委員からの分でございますけれども、6番の意見が、子どもの意見をたくさん取り入れてほしいというものでしたので、この分につきましては、市の選挙管理委員会のほうに回答をお願いしております。こちらの中高生の意見も公表することにしておりまして、選挙権に関することの回答は、選挙管理委員会のほうにお願いしたという経緯でございます。以上でございます。

○委員長 よろしゅうございますか。

○委員 上の項目の6番にあるこれかなと思いつつも、こちらの7番の意見への回答としては少し残念だなという思いがしたもので申し上げました。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 一番最後に説明していただきました資料3の50ページの一番下の通学路の歩車分離のところで、よくわからなかった点があるんです。通学路の歩車分離の現状値が平成25年度末で80.9%で、目標値が78%、引き続き整備と書かれていて、下のアスタリスクマークの一番下の2行に説明があるんですが、現状値が80.9%なのに目標値が78%というのは、その下に引き続き整備とは書かれているとはいえ、ここで掲げるには違和感があります。これはこれで行くことになるのでしょうか。

○事務局 下に注釈を書かせていただいておりますけれども、道路整備のアクションプランとして現在の計画が平成28年度まででございます。また、整備計画を見直す時期が来ますので、その時点で関係局と協議してまいりたいと考えております。

○委員長 よろしゅうございますか、委員。

ほかにいかがでございましょうか。

○委員 パブリックコメントの1番の「虐待の未然防止の観点から、早い時期から親への教育に取り込む必要がある」に対する市の考え方の回答の部分で、そういう教育を行うタイミングとして乳幼児健診、母子保健訪問、各種の相談窓口、ティーンエイジャー向けの教室とありますが、母子手帳を初めて受け取るときがファーストコンタクトとしては非常に重要な機会、チャンスでありますので、ぜひ母子手帳を交付するときに何らか、子どもというものはこういうものであるとか、子育ての問題とかを教育する機会を設けていただくように、「母子手帳交付時点」という文言を一つ入れて、対応していただけないかなというお願いでございます。

○委員長 今のご要望についていかがでございましょうか。

○事務局 そうですね。母子手帳交付時は非常に大事だと思うんですが、本市では産婦人科のほうで母子手帳を交付しており、9割方が産婦人科での交付になっておりますので、産婦人科のご協力を得ながらという形になってくるかと思いますが、市のほう

でというのがなかなか難しい状況でございます。

○委員長 委員、いかがでしょうか。今のご回答について。

○委員 産婦人科のほうで交付されていることは存じているんですが、そのときに、例えば、何らかの冊子を配るとか、そういうことで構わないと思うんです。やり方は幾つかあるのではないかと思います。本来ならば、母子手帳は保健所とかで受け取るもので、多分、昔はそうしていたと思うんです。それではなかなか来てもらえないということで、たしか産婦人科のほうで配布する形に変わってきたんではないかと思ってはおりますが。とりあえず何か配るという形でもよろしいですので、困ったことがあればここに来てくださいとか、そういう一般的な冊子、物を配るような試みをされているのか、私は存じませんので、されているかどうかと、されていなかったら、そういう取り組みをされてはいかがというお話です。

○委員長 どうぞお願いいたします。

○事務局 母子健康手帳にはその辺のことが詳しく書いております。そういう意味では、妊娠届け出というか、最初のところでいろいろとそういった情報提供はしているところでございます。

○委員長 提供していただいているということですか。

○事務局 母子健康手帳のほうに、その辺のことが結構詳しく書いてございます。

○委員長 委員、いかがですか。よろしゅうございますか。

○委員 はい。細かい字でいっぱい書いてあるのは、確かにありました。あれを全部読むのは、なかなか難しいんですね。うちの医院でも、お母さんたちへの説明文書というのは配るんですが、少し難しいと、ほとんど読み飛ばされて、そのままごみ箱行きになっていたりするんですね。シンプルで、とりあえず、ぱっと読める要約みたいなものがあるといいかなと思っています。

それで、配るというのも大事なんですけども、読んでくださいではなかなか読んでいただけないので、何らかの形でお話をしていただく。産婦人科で出産後に、産まれた赤ちゃんたちへの対応の仕方として、お母さんたちを集めて講話をされているところも

あると思いますので、そういうところで、最初に母子手帳をもらったときに、誰かに話をいただける機会があると、それが一番いいのかなと思っています。

母子手帳にいろいろ書いてあるのは、確かに、そうでした。

○委員長 ありがとうございます。また少し工夫を入れていただければ、ありがたいということでした。ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

○委員 済みません、もう1点。パブリックコメントの9ページ、意見番号31番、保育士の処遇改善についてということで、保育の質と職員処遇との関係で意見が出ておりますけれども、ここでは、今後の話として、処遇改善が実現できるように云々と述べられております。しかし、市の立場として、「福岡市保育協会を通じて必要な助成を行っております」と現状が書いてあるんです。これからの計画策定についての意見ですから、今後どうするかを市の立場として書かれるべきではないのかと思います。現状だけを書かれていて、この意見にかみ合っていないと思っています。保育協会を通じての助成のあり方等について今後どうするのか、もっと充実を図られるのか、検討中なのかについて、お聞かせいただけるようであれば、お尋ねしたいと思います。

○事務局 保育士の処遇改善は重要であると認識しております。

今年4月から始まります子ども・子育て支援新制度において保育士に対する処遇改善がどうなるのかがようやく明らかになってきております。国の公定価格においても保育士の処遇の増額が行われることになりますので、そういう点を踏まえ、単費で補助しております市の補助金等も含め、今後とも保育協会と協議しながら進めていきたいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。委員、よろしゅうございましょうか。

○委員 また後でお尋ねします。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 パブリックコメントの子どもの要望の2ページです。子どもの意見内容に「16年間生きてきて」とあるので、多分、高1だろうと思いますけれども、いじめ調査を行っているが、二、三度しか受けたことがないので、少な過ぎるとあります。逆に現実は、

多過ぎるのではないかと私は思っております。今、いじめ防止対策の委員もしておりますけれども、月に1回、記名・無記名をやっていますが、ではその統計処理を誰がどのようにして、どう活用しているのか。アンケートをとっても活用しなければ時間の無駄だろうと思いますし、やればやるほど、なれてしまって、結局、いじめを見過ごすことになると思います。

アンケートを全くするなということではなく、効果的なアンケートの方法をもう一度、考えていく必要があるのではないかと思います。Q-Uアンケートは6年生と中学校1年生の2回だけですけれども、もう少し整理したほうがいいと思っています。その点についていかがでしょうか。

○委員長 どうぞお願いいたします。

○事務局 まず、今、委員からご指摘がありましたQ-Uアンケートにつきましては、小学校6年生、中学校1年生、2年生で1回行っております。この結果につきましては、必ずそれぞれの担当学校で共有して、支援が必要な子には、教育相談等の支援をすぐに行います。それは担任が中心になってやるわけですが、担任だけではなくて、関係の職員、あるいは、全職員で当たるとなっております。

それと、今、ご指摘の月1回のアンケートにつきましては、子どもたちの現状なり、心の声といったものが、教師がアンテナを張って、通常の様子観察で見つけるのが一番いいんですけれども、なかなかそれだけでは見つけられないところもあると思いますので、こういった形をとっております。

各学校で月1回のアンケートは、それぞれの学校の状況、児童生徒の状況に応じて、毎回同じでもいいですし、様式を変えたり、問いを変えたりするなり、子どもたちの声が少しでも引き出せるように工夫をお願いしているところです。また、このアンケートの結果につきましては、先ほどのQ-Uアンケートと同じように、まず、それぞれの担任が把握いたします。そして、学年、あるいは学校全体で、どのように子どもたちの悩みに対して対応するのが一番いいかを組織的に判断しながら対応しているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 続けて、よろしいでしょうか。

各学校の実情に応じた予防が一番大事だと思うんです。

学級崩壊という言葉がありますが、これがマスコミで報道されなくなったら、学級崩

壊がなくなったようなイメージを持ちますけれども、公的に調査したのは2008年の校長会が最後で、それによると8.2%の学校で学級崩壊が起こっていました。いじめと学級崩壊は非常に相関があるんです。不登校とも非常に相関があるんです。教師のうつ等とも相関が強いんです。じゃあ、学級崩壊等に対して、教育委員会はどの程度把握しているのか1点です。

2点目です。学級崩壊を起こすと、休職をとられる先生方が結構いらっしゃいますが、教師の休職状況について。もう一つは、学級崩壊が起こったときに、学校任せではなくて、教育委員会としてどのような対応を考えておられるのか。ただ指導するだけでは、ますます混乱するだけだと思っております。

その2点について、よろしくお願いいたします。

○事務局 まず、学級崩壊の把握についてでございます。毎年12月に、学級がうまく機能しない状況について調査をかけて、教育委員会としては、年1回になりますが、把握しております。

それと、学級崩壊、要するに学級がうまく機能しない状況の担任が休みをとるということはよくあることですが、休職の状況につきましては、担当課が違いますので、数などについては把握しておりません。

学級崩壊、いわゆる学級がうまく機能しない状況になった場合の教育委員会の支援でございますが、必要に応じて、担当の指導主事を派遣して、管理職をはじめ、当該学級の相談にのったり、あるいは、具体的にどういった支援を行ったほうがいいのか、そういったものを支援、指導しているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 これは意見になりますけれども、担当指導主事が指導されてというのはオーケーなんですけれども、具体的に予算をつけたり、人をつけたりというものがないと、一度、学級崩壊を起こしたものをもとの形に戻そうとしても2割程度しか戻りません。しかも今は、学級崩壊が5月、6月の状態で起こってきています。早急に何らかの対応を考えていただきたいという意見です。

○委員長 ご意見ですね。わかりました。ご質問と、今、ご意見もいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

そうしましたら、先ほどパブリックコメント等について資料1、資料2、資料3に基づいてご説明いただいたことに関しては、そろそろよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、答申案の審議のほうに入りたいと思いますが、時間が経過しましたので、5分程度休憩させていただいて、あと、ずっと続けさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（ 休 憩 ）

○委員長 それでは、皆さんお戻りになられましたようですので、再開させていただきます。

それでは、子ども総合計画に関する本審議会からの市への答申の内容に入らせていただきます。

本日、皆様に案を配付させていただいておりますが、これは、これまでに皆様から出されました約120件のご意見をもとに、事務局と私のほうで協議し、作成したものです。

本日は、この案をたたき台にいたしまして審議を行い、最終的な内容を固めていきたいと考えております。

なお、文言につきましては、できるだけ総合的な見地から今後の方向性を示し得るようなものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうから案を読み上げさせていただきます。

（答申案の読み上げ）

以上、このような案としておりますが、またそれぞれご意見をいただき、本案をまとめていきたいと思っております。

では、どうぞ、いろいろとご意見を賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

○委員 まず、この資料ですね、福岡市こども・子育て審議会の資料等、市の職員の方、市役所の方にまとめていただきまして、大変な作業だったと思います。感謝申し上げます。市役所の方はワーク・ライフ・バランスはとられていらっしゃるのでしょうか。とれなくなっているんじゃないかなと、ちょっと心配をしております。

幾つか質問と意見をまぜて言わせていただきたいなと思います。

ちょっと行政を知らないもので、根本的なところで大変申しわけない、素朴な質問ですが、こども・子育て審議会で、これが最後の答申になる、最後の会議になるというこ

とで、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長 はい、案のまとめですね。

○委員 この後、どのような形で、これがどのように市の当局で審議されて、誰が最後に決裁して、具体的なプランを進めていくのでしょうか。それが1点目の質問です。

○委員長 よろしゅうございましょうか。この答申案をどのように具体化していただけるのかということでございます。

○事務局 本審議会を終えまして、できましたら2月中旬ぐらいに委員長のほうから市に答申をしていただきたいと思います。と思っています。

その答申を反映しました計画を策定しまして、今年度末をめどに計画の策定を終えたいと考えております。

委員の皆様には冊子として、郵送にはなろうかと思えますけれども、3月末か4月上旬ごろにお届けをしたいと考えてございます。

○委員 この答申を委員長が市にとおっしゃいましたが、市の誰に渡すんですか。

○事務局 市長と考えております。

○委員 では、市長に渡す前に、いろいろな部局がありますが、部局の決裁はどなたがされるんですか。各部局連携でと書いてありますけれども、部局の決裁はどなたがされるのでしょうか。

○委員長 委員、よろしいですか。

これは、答申を我々審議会が受けたので、今、答申案を提出されているわけですが、これを皆様方にお認めいただければ、答申として、ここにありますように、この総合計画について、このように要望するという答申案を出すということです。そのプロセスの中には市の各部局が云々ということはない。その後、どういうふう to それを実行していただけるかどうかは、行政的問題の、市長の責任の問題だと私は思っています。

○委員 わかりました。

ということは、答申を受けて、その後、部局が……。

○委員長 市長が執行してくれるということですね。

○委員 ですね。最終的には。今、ガバナンスが強くなっているのです。

○委員長 市長に宛ててありますから。

○委員 もしこれが答申を受けて、通った場合、結局、最終的には、これは予算との兼ね合いがあって、国の予算もそうですけれども、文科省なり厚労省なりが最終的には財務大臣と折衝して決めていきますよね。そのときによく言われるのは、もう予算がないからできなかったとかですね、そういうことがあり得るわけですよ。今まで、私も新しい社会的養護を検討する側の委員会の委員長をして、6回出てきて、いろいろな案を考えて、答申しました。これが全て実現できるとは、そんなに甘いものではないとは考えておりますけれども。この答申が通った後に、市長がどのように考えて部局におろすかが問題だと思うんですが、そのときに、部局の方がこの答申に対して、言葉は悪いですが、どの程度本気になって折衝するかになってくるんじゃないかなと思うんですよね。率直に申しますと、形だけこういう会をやって、重ねて行って、そして、いや財務で通りませんでした、市長が認めませんでしたということになったら、非常に無駄な時間を私は過ごしたことになります。それで、先ほどの質問をしたわけです。

そういうことがないように、まずしていただきたいです。ここで通ったものは、パブリックコメントもしていますから、福岡市の市民の総意であるということで、しっかりと折衝していただきたいというのが総論としてのお願いです。

○委員長 今、委員がご指摘のことは、この第4次福岡市子ども総合計画という、この計画の策定について、我々は答申を申し上げるということでもありますので、この計画に基づいて、数値目標等も出ていますから、これを実行していただく、そのための基本的な考え方というのを答申させていただくということになると思います。ですから、目標値も出たりしておりますけれども、これを実行していただくのは行政でありますし、また、それは予算を伴う、議会もあるかもしれませんが、流れとしてはそういうことだと私は認識して、皆様にご協力いただいていると思っております。

○委員 私は他市の分もかかわっていますけれども、本来であれば、答申される側の決裁権を持った人が直接話を聞くのが一番効果的なんですよ。

○委員長 市長に出すんですよ。

○委員 だから市長が話を、こういうプロセスを聞いていくことが大事なことだと思うんですよ。これは意見です。

やっぱり直接聞かないと、市民がどう思っているのか、委員がどう考えたのかが伝わらないでしょう。間接的に、こうですよ、ペーパーでこうですよと聞かされても、伝わらないわけですよ。

以前、このこども・子育て審議会というのが名前が違っていたときに、教育委員会からは計画係長が1名しか出席されておられませんでした。そのとき、やっぱり子どものことだから、教育委員会の、少なくとも課長級、部長級が出てくる必要があるという意見を申し上げて、その意見が反映されたかどうかわかりませんが、教育委員会の各部署の方が来られたということは、すごい前進だと思っております。

その後、やっぱり執行する財務だったり総務だったり、最終的には市長がここに出てきて話を聞く、それぐらいの意欲を持った福岡市になってほしいと思います。

それから、答弁の中で、他県とか他市の状況を見て考えるとして、そんな弱気なことでするんだと思います。福岡市はリーディング・シティだと考えるのであれば、もうちょっと、こういう会の仕組み、あり方も考えていったほうがいいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○事務局 今回の審議会の事務上の、立場上の責任者でございます。

先ほど委員長がおっしゃいましたように、これは行政計画という形で、3月に総合計画としてまとめさせていただきます。計画をいただいた上で、我々が受けとめて、市長に決裁をいただいて、計画としてつくりますので、我々の思いは、一緒にいただいた貴重なご意見を、この5年間でともに実現していきたいというものでございます。

現実には、先ほどおっしゃいましたとおり、なかなか、そのときの突発事情とかで満額というか、全てのことが実現できるかは、言葉として申し上げるのは、かなり厳しゅうございますが、今回、数量として、何カ所を何カ所に増やすとか、どれぐらいのパセンテージに目標値を上げるとか勇気を持って書いております。ですから、また来年以降の審議会におきまして、それぞれの進捗状況についてもお諮りをしていきながら、ご叱咤を受けながら進めていく覚悟でおりますので、どうぞ、温かく、ぜひお見守りいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

では、ほかの委員の皆さん。どうぞ、委員。

○委員 答申案が出されていますけれども、その中身を確認することとあわせて、先ほど前段でご説明がありましたことについて、少しまとめて意見なり、何点かお尋ねをしたいと思っています。

これまでの審議会で、あるいは私ども議員ですから議会や特別委員会などで意見も申し上げて、反映していただいたところもありますし、まだ反映されていないところも残っているという状況で、先ほどの説明があったと思っております。

それで、例えば、本編の20ページの、相談支援体制の充実というところですが、この充実ということについて、以前、専門部会から、たしか委員からご報告いただいた中でも、具体的に、スクールソーシャルワーカー、ケースワーカーの特別支援学校への配置が必要だという趣旨のご発言、報告があったと思っておりますが、それは今回、この中に反映されていませんで、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーの連携を図るというところでとどまっていると思うんですね。

あわせて、25ページのところで、（２）療育・支援体制の充実強化というタイトルになっておりますが、「充実」の中身に、専門職員の増員も含むのかどうかというのが、ちょっとこの表現ではわからないんですね。限られた人数の中で充実強化を図っていくとなりますと、かなりマンパワー的にはきつい部分が出てきていて、現状ではかなり厳しいんじゃないかと思っておりますので、ここは増員という意味も含まれているのか、当局のお考えを聞いておきたいと思います。

それから、27ページですが、子ども・若者の自立支援のところ、福岡市は若者がいわば日本一多いまちだという報告がされていまして、そういう指標も以前、資料で示されましたが、そんな中で、今度、児童館が建てかわるということで、現状ではなくなっていますけど、今の敷地に建ち上がるわけです。ここに中高生まで活動できるスペースをつくるということになっていますが、その位置づけからすると、現計画のものではかなり足りないんじゃないかと思えます。例えば、高校生などが活動するとなると、バスケットボールぐらいはワンフロアできるような、ちょっとした体育館スペースが欲しいとかいうことがあるでしょうが、現計画では、そういうものが十分入っていません。それから、青年センターが現状ありますが、これは廃止されるということになっております。ですから、若者支援とうたいながら、実際の計画がそれに追いついていないことになってはいしないかという懸念を持っております。

そういう点について、目標1にかかわる質問をさせていただきます。あと、2、3に関しても何点かありますので、とりあえず、ここで。

○委員長 ありがとうございます。

では、まず最初のほうからお願いできますか。具体的に言うと、学校のほうのカウンセラーの問題とか含めてというのはどうなっているかです。はい、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 まず、スクールソーシャルワーカーにつきましては、ただいまのところ、今年、12名から24名に人員を増加しております。この人員は、全国的に見ても、政令都市の中では数が1番でございます。今年増やしたばかりですので、今後のことにつきましては、また今の成果と課題とか状況を見据えた上で、引き続き検討してまいりたいと思っております。

現在のところ、12名を24名にして、21名を学校に配置しております。それから、3名につきましては、こども総合相談センターの中に配置しておりまして、学校から要請があれば、その3名が学校のいろいろな相談等にのるという形にしております。

したがって、高校及び特別支援学校等には配置しておりませんが、その3名のほうで対応していこうと思っております。それから、21名以外の、配置されていない学校についても、その3名で対応していくという形をとっております。

それから、スクールカウンセラーにつきましてはですが、特別支援学校の児童生徒、保護者にとって、スクールカウンセラーの存在というのは、非常に価値があるものと認識しております。したがって、増員も含めまして、スクールカウンセラーの特別支援の配置につきましては、今後、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 特別支援学校のスクールカウンセラーについて5年前から私はずっと言っているんですが、いつも「前向きに検討します」なんですね。福岡市で8校ですよ、8校。金額で言うと1,124万円ですよ。全ての子どもに人権をとったときに、その人権は弱い人ほど守られなくちゃいけないわけですよ。それを考えたときに、1,200万円前後の予算を獲得することが、そんなに難しいことなのかと思います。そこをしっかりと考えていただきたいと思います。

○委員長 ご意見ありがとうございます。

はい、どうぞ、お願いします。

○事務局 25ページの療育支援体制の充実強化のところでございますが、ここにつきましては、市立の施設はもちろん、民間の施設も含めて、充実強化を図っていきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

それから、委員さんからありました、実は答申案の中にも書かれているんですけども、こども総合相談センター、子ども家庭支援センターの機能強化、増設、充実強化には人的な問題も含まれているのかというご質問がありましたが、答申案にも入れていますけれども、何かお考えがあれば、事務局のほうからご答弁いただければと思います。答申案にも入れているので、強化されと考えていただいてもいいですか。

○事務局 こども家庭課長でございます。

子ども家庭支援センターにつきましては、現在の1カ所を2カ所ということで増設を考えておりますので、職員は増員になるということで考えております。

○委員長 ありがとうございます。

委員、いかがですか。

○委員 それぞれの今のセンターや各施設の人材の配置については、いずれも余裕なく、きゅうきゅうの状態で職員の皆さん頑張っていると思いますので、増設は大事なことです。増設すると、そこの分の職員が増えるのは当然なんですけれども、既存のセンター、こども総合相談センターも含めて今の配置状況でいいのか。充実、配置する。こういうところは人減らしを最優先してやるべきではないと思っておりますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから、目標2にかかわってですが、保育所の問題で、待機児童解消についてさまざま手だてをとっていただいていますけれども、やはり基本は、認可保育所を計画的に増やして、未入所児童も含めて解消する。それに伴って、当然、保育士の確保が必要になりますので、保育士の処遇改善について、先ほど課長から答弁いただきましたが、国の公定価格として来る分が若干増えるから、福岡市が今まで出していた補助金は少し減らして、とんとんにしますよということはあるとは思っていません、さらなる充実を図っていただきたいと思っております。

同様に、医療費の助成についても、今回、「拡充」という表現が入りました。ただ、今、生きている第3次計画の中では「拡大」と書いてあって、それで実際、拡大したか

という、高島市長になってからというか、彼が就任する前から決まっていたことで、入院について小6まで広げるということが実行に移されただけで、その後は何も拡大が進んできませんでした。今回、この「拡充」という表現が入っても、これが実行に移されない大変困ったことになりますので、ここは少し、くぎを刺させていただきたい。実際に早急に拡充を図っていただきたいし、入院のみではなく通院まで、中3ぐらいまでは広げていただきたいと思っています。

ほかに、今回、答申案でも強調していただきました子どもの貧困について、これが今、大変深刻になっているので、これにかかわる分野について。これは答申案についての意見なんですけど、2枚目の上から四つ目に、子どもの貧困は重大な問題であるという記載をしていただいています。そこの最後のくくりが、「支援を行っていただきたい」となっていますが、今も支援があると思うんですよね。そうしますと、今の時代状況を見ると、さらなる充実が求められるのではないかと認識しておりますので、この表現を「支援の充実を図っていただきたい」というものに変えていただけないものだろうかと思っております。

それから、最後になりますが、目標3のところで、先ほども申し上げたように、子どもたちの活動の場、あるいは自立を支える場づくりという角度から見ると、今の本市の取り組みは、かなり全国的にもおこなわれていると思っています。児童館や少年科学文化会館が1カ所しかないけれども、重要な役割を果たしてきました。その施設が今、大きく改変、建てかえをされようとしている中で、新たな機能について十分かどうかは、ここで議論するわけにはいきませんが、いろいろな場で意見を申し上げてきました。引き続き、具体化する上で当局には特段の配慮とご検討をお願いしたいということを意見として申し上げておきたいと思います。

この点については何か見解があればお答えいただきたいと思います。

○委員長　ありがとうございます。

まず一つ目ですが、2枚目の上から4番目の文言についても今、委員のほうから、そういうご意見をいただきましたが、今でも行われているから、「さらなる充実を」という文言のほうよろしいのではないかというご提案がございました。

また、今ご質問あったようなことがございますので、事務局のほうでご意見をお願いできればと思います。何かありますか。どうぞお願いいたします。

○事務局　ただいま、目標1、目標3のところで、中央児童会館の建てかえにつきましてのお尋ねがございました。

現在、28年4月に向けまして建てかえ整備を進めております。この新しい諸室につき

ましては、従来から設置しておりました集会室、児童体育室、工芸、子どもプラザ、屋上コート、これに加えてダンスや演劇の練習が可能な多目的ルームまた防音機能を充実いたしました音楽室あわせて学習室、また談話・喫茶コーナーなど、利用者が気軽にご利用いただけ、また利用者相互の交流等を育みます交流スペース、また一時預かり室など新たに整備を計画しているところでございます。

従来の面積から比べますと、約1.5倍に拡充をしてまいりたいと考えております。お尋ねの体育室ですが、バスケットボールのコート等につきましては、地区体育館等の整備なども進んでおりますので、限られた面積で、今回、中高生まで拡充を図るという中で、体育館スペースの整備は計画しておりません。

あわせて、青年センターの廃止についてのお尋ねがございました。

青年センターにつきましては、老朽化及び耐震性の課題がございますとともに、社会情勢、社会環境の変化といたしまして、高校進学率の増加による勤労青少年の減少に伴い、青年センターの役割が青少年の教育から青年の自主的な活動の場へ移行してきております。また、市民センターでございますとか地区体育館など他の公共施設の整備、あるいはカルチャーセンターなどの普及により、青年を含めた市民の活動の場が充実してきているという状況がございます。

これらを踏まえ、青年の専用施設としての一定の役割を果たしたものと考えており、27年度末までに廃止をすることとしているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 今の児童館の話ですけどね、1.5倍に広がると言いながら、フロアのうち一部分が民間の活用になるということで、これも、にぎわいの場、交流の場として、あそこの今泉の場所をと、児童館でありながらそういう位置づけも持たせたいというのが市の考えです。以前の答弁によると、カフェを入れるという計画もあるように聞いています。しかし、児童館として建てる建物に、そういう機能はいかかなものかと思っていまして、1カ所しかない児童館は、若者・子どものために特化して充実させるべきだと私は思います。

それと、青年センターについても、時代が変わったと言われますけれども、それはこれからさらに市としては強化していくべきものだと思います。青年センターについては、青年向けに特化した施設が福岡市には1カ所もなくなるということです。少年科学文化会館のホールも、子どもに特化したホールが1カ所もなくなるということなんです。こういう方向で進んでいるんです。私たち、こうやって審議会で議論をしていますけど、子どものための、青少年のための充実をと思ってやってきているわけですがけれども、具

体化にやられることに入っていくと、かなり違うんじゃないかということで、その点は大変残念に思います。

今からでも見直せるものについては見直していただいて、ほんとうに子どもたちの、先ほど、少ないながらも切実な声が寄せられていた、こういうものに真摯に伝えていく具体化を図っていただきたい。総論で立派な計画ができていても、各論に入ると進みませんという、先ほど他の委員のご意見もありましたけど、私もやはり、そういうことでは困ると思っておりますので、意見を重ねて申し上げておきます。

○委員長 では、もう一つ、先ほど委員さんのほうからご提案いただきました文言の修正といえますか、そこが残っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、2枚目の上から4番目で、子どもの貧困の問題について、「支援を行っていただきたい」ではなくて、「支援の充実を図っていただきたい」という文言のご提案がございましたが、いかがでございましょうか、その修正については。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、その方向で修正させていただくことにいたしたいと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。どうぞ。

○委員 済みません、形式的なことから入らせていただきたいと思うんですが、この資料4があつて、それをもう少し具体化したものがこの資料3だと理解しています。

資料4の1番のところに、「「第4次福岡市子ども総合計画（案）」については、基本的に適切と考えます」という一文がありますが、この第4次福岡市子ども総合計画というのは、福岡市の職員の方が一生懸命考えてくださったものを我々が協議した結果、これでいこうということで提出するもの、つまり我々がつくったものであるはずなのに、なぜ、それに対してわざわざ「基本的に適切と考えます」と書かなければならないかが理解できないということが一つです。

それから、一、一、一と、ずっと項目が並んでいますが、最初のほうは資料3と資料4は一致しているんですが、後ろのほうになると1対1対応でなくなります。最初、私はこれをずっと見ている間、この3と4が1対1対応しているものであると理解できなかったのも、そこがきちんとわかりやすいようにしなければいけないのかなと思います。これは書類上の形式的なことです。

それから、細かい質問を少しさせていただきたいんですが、続けたほうがよろしいで

すか。

○委員長 では、一つずつさせていただきます。

今、委員がご指摘の、子ども総合計画案については、具体的に言うと、私ども審議会が策定しているのではないんですね。この策定した計画案についてどのような考え方を我々が持ったか、どのような意見があるかを諮問されていますから、いろいろ注文といいますか、意見を申し上げたり、あるいは修正的なことが必要なら、こうではないかという意見は申し上げております。全てについて言っているわけではございませんけれども、重要なところを私どもが答申させていただくということだと思います。ですから、幾つか問題点はあるけれども、いろいろ議論した結果、基本的には適切なものではないかと。ただ、こういうことはもっと重要だということで意見を述べさせていただくというのが、いろいろ細かい項目になっていると私は理解しているものでございます。

それから、資料のつくり方といいますか、流れなんですけど、事務局、よろしゅうございましょうか。

○事務局 資料に不手際がありまして、そろえた形で資料を修正したいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

流れが少しずつ、目標の流れがですね。はい、わかりました。

○委員 ちょっと書類上で気になりましたので。

具体的な話を少しさせていただきたいと思います。子どもの貧困、虐待であるとかを解決しましょうという答申がいろいろ出ていて、基本的には、お父さん、お母さんがしっかり働いてくれることが大事なんですけど、子どもが病気をしたときのためだとか、保育園の拡充をしようとかいうことは、いろいろ書いてあるんですけども、私も経営者の端くれなので、経営者の立場として言わせていただくと、子どもさんが熱を出したりしてぽっと休まれると職場としては非常に困ります。そういう意味で、職場へのサポートが必要だと思うんですが、そのことについて、ちらっと支援するとか書いてあるんですが、そこら辺、具体的にどうされるつもりかを教えていただきたいなというのが一つ目です。

○委員長 今のご質問、よろしゅうございますか。事務局のほうから、どなたか、お考えをいただくことができますか。

事業所等について、男女参画の、これは父親のサポートという問題も含めてだと思い

ますが、それから家庭の場合もあります、事業所等に対する何らかの配慮といった視点は無いのだろうかというご指摘だと思います。そこはなかなか難しいのかもしれませんが、何かございますか。子育て支援としては、基本的には、そういうところはおかわれているんだと思いますが。

○委員 やっぱ保育園が拡充してたり、病児保育が拡充すると、病気をしても働き続けられるので助かるのは間違いなくて、その充実は一生懸命考えてくださっていると思いますが、入院とかになると、どうしてもそういう施設では対応できなくて親御さんが休まざるを得ないんですが、うちみたいな小規模なところだと、子どもさんが入院したからといって1週間休まれると、例えば受付は2人しかいませんので、2人が1人になってはどうしようもありません。そういうときのためにプラス1人余計に雇っておきたいと思っても、それができる経営的な余裕がある事業所がどのぐらいあるのでしょうか。ぽっと休まれたときに、休んだ分の代理の人を雇うとか、日ごろから少し余計に人を雇っておくために、子どもを持っている親御さんを雇うときには、少し減税をするとか、そういうサポートがあればいいのではないかなと思っています。そういう具体的なことに関して少し何か策が、既に考えがあれば、教えていただきたいなということです。

○委員長 いかがですか。どうぞ。ありがとうございます。どうぞお願いします。

○事務局 経営者の立場からということで、今ご意見をいただいております。

ただ、申しわけございません。残念ながら、市におきましては、子どもの病気で社員が休む場合の代替補償など、直接的に企業経営面をサポートする施策は現在ございません。それぞれの企業様におかれまして、経営危機に対するさまざまな対応策は練っていらっしゃると思いますが、そこで働く従業員のワーク・ライフ・バランスの一つだと思いますが、そういう場面について、どう対応していくか、これは経営体質、経営方針についての考え方の一つだと思います。一人一人の社員の力を高めるという意味で、特に女性の能力を高める研修や講座につきましては、アミカス等で始めているところでございます。

なお、一般事業主行動計画において、それぞれの企業様が持たれてる目標の、その達成に応じて、次世代育成と男女共同参画を進めておられる企業様につきましては、入札の場面等で優遇する社会貢献優良企業認定制度等で支援を行っているところでございます。

どうぞご理解、よろしくお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

企業支援も車の両輪の一つだと思っておりますので、今後、ご検討をよろしく願いいたします。

ちょっと私ばかり時間を使って申しわけないんですが、もう一つだけ。

若者の自立支援のようなものがあります。自立するためには仕事を持たなければならなくて、仕事を持つためには、きちんとした教育を受ける必要があるんですが、小学生、中学生の学力に関する答申、要望は、この子ども総合計画の中には、ぱっとめくった中では見当たりませんでしたが、小中学校の学力の向上に関する施策はここに盛り込むつもりはないのか、別のところで計画をしているか、教えていただけますか。

○委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか、どなたか。はい、では、よろしくお願いいたします。

○事務局 教育内容につきましては、新しいふくおかの教育計画ということで、別途計画がございまして、そちらのほうで計画を策定しておりますので、分けた形でやっております。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、どうぞ、そちら。

○委員 済みません。今日は、私はお話しする機会が多分ないんだろうと思っていましたけれども、先ほどからのアンケート結果で、職員処遇の問題とかが結構多くてですね。今のお話にも出ておりましたけれども。この答申案の2枚目に「幼児教育・保育について」というところで、「保育士の人材確保や、保育コンシェルジュ」という表現になっているんですけれども、国のほうでも今、子育て支援に大きな予算を使っております。7,000億円と言われてます。4,000億円が量的拡充で、3,000億円が質の確保だということで職員処遇などですね。そのように、国のほうでは待機児童対策という量的拡充のための保育の質の確保、そこをすごく重要視しております。今、こういった意見が出てくるのもそうだろうと思いましたが、福岡市の待機児童対策、ほんとうに人が足りないんですよね、保育士がいないんです。そういう中で、やっぱり、この質の確保が第一にあってと私たち思っているところなんです。せめて、答申案の中で言えば、例えば、職員処遇等の保育の質の確保、保育の質の確保充実とか、こういった文言を基本的なスタ

ンスとして入れていただきたいなと思っております。

この辺について、どうぞよろしくお願いします。

○委員長 幼児教育・保育についてのところで、人材確保と同時に、保育の質というような文言も入れていただきたいというご要望がございました。

○委員 私も同じような意見を持っております。資料3の目標2の37ページ、ここに書いてありますとおり、教育・保育の質の向上、やはりこれは一丁目一番地の内容でございますので、ここに書いてあるからいいじゃないかではなく、答申の幼児教育・保育についてというところに、具体的金額云々ということではなく、理念的な言葉を盛り込んでいただきたいというお願いでございます。

○委員長 というようなご意見ございましたが、いかがでございましょうか。皆様方もよろしゅうございましょうか。それはそれでよろしゅうございましょうか、今のご意見。何かそれに関連してでございますか。

○委員 はい、関連して。

○委員長 どうぞお願いをいたします。

○委員 福岡市は、待機児童解消で、実はとてもすばらしい市でございます。違うところでは、ちょっとレベルを下げて質の悪い保育を提供してやっていたんですが、福岡市は社会福祉法人にこだわろうということで、質の高い保育をやってこられた経緯がございます。それで、ああ、いい市だなと思っておりましたが、今回、地方裁量型というところで、実は3歳未満児19名以下というところで、3歳未満児ですが園庭もないところでの保育を認める方向です。待機児童解消というところで、最低限まず押さえないといけないから、それは仕方がないことだと思います。ただ、今後は、やはりそれを質の高いものに変更していくということで、ぜひお願いしたいなと思います。

今、両先生から言われたとおり、量の見込みにおいても、質の高い提供体制という文言をぜひ入れてもらいたい。ただ数を確保するのではなく、質の高いところでの解消というところを、ぜひお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございました。

○委員 私も何期か、この子ども総合計画の策定に参加しておりますけれども、ほんとうにこの間、子どもの状況が悪くなってきていて、さまざまな施策がなかなか手が届かないというもどかしさを随分感じながらやってきたのですが、今回は少し、それが具体的に進んだかなという印象を持っております。

私が一番、今感じておりますのは、ここにさまざまな子どもの課題が出されておりますけれども、その背景に子どもの貧困の拡大、深刻化があるということです。虐待、いじめ、不登校、子どもの自殺などさまざまな問題の背景に、この子どもの貧困があるということで、このことを根本的に考えていくことがなければ、事態は深刻化するばかりではないかと思っています。そういった現状認識をもう少しはっきりと打ち出していつてはどうかというのが私の意見です。

答申案のはじめのところで述べられている、「次の意見を踏まえて施策を推進するよう、要望します」として、(意見)として記されている部分ですが、これは、少子高齢化、都市化、核家族化の進行云々という、総合計画のいつもの趣旨文が書かれていますが、せめてここに、子どもの貧困の拡大、深刻化という事態を、もっとリアリティをもって書き込むのはいかがでしょうか。この文章を、もう少し現状に即したものとして充実させていただきたいと思っているところです。

また、「『子どもの権利条約』の理念を踏まえながら・・・」と各項目の一つとして記載されていますが、これこそ、問題解決の根本理念ではないかと思います。福岡市の基本理念として、“子どもが夢を描けるまち”ということもありますが、これはむしろ、めざすものであって、解決に向けていく根本理念ということでは「子どもの権利条約」の理念を特別な位置づけで書き込んでいただいてはどうでしょうか。これを含めて、2番の文章のはじめの部分を充実させていただいてはどうかというのが私の意見です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにもご意見。どうぞ。

○委員 こういった場で一市民として意見を述べさせてもらえるという機会を与えていただきましたので、今日が最後ということで、意見を言わせていただきたいと思います。

こういったいろいろな計画がなされていて、先生方のいろいろなご意見を聞かせていただき、福岡市はすごいな、今からどうなっていくんだろうと思って、わくわくしているところがあります。子育て審議会とカレンダーに書いておくと、子どもが「また福岡市の何かいろいろ決めることに行ってくるの? お母さん。頑張っ

くの？」って言うんです。今日いろいろ話を聞いていたら、すごく具体化されてきていますし、これがどのように実現されていくんだろうと思います。今、話し合われた内容が我が子たちにどのように生きてきて、我が子たちが、ああ、よかったな、福岡市に住んでよかったな、これを自分の子どもたちにも、この福岡市に住ませて、また頑張らせていきたいなって思えるように、これを少しでも実現していただきたいと思います。

そして、子どもたちはまだ、こういうものが決まったとしても、それをどう自分たちに生かしていったいいかがわからないと思うんですね。ですから、例えば中高生、今うちの息子は中3で、受験勉強を頑張っていますが、その子どもたちが、「体育館に遊びに行きたい。バスケットボールするところない？」って聞かれるんですね。「いろいろな区の体育館にまず連絡とってごらん。あそこは使えるんだよ」と言ったら、「使えるったい」って。まず、そこからわからないんです。そういったところを具体的に、子どもたちにもわかるように教えていただければと思います、こういったことが決まればですね。そういったことに授業とかでも取り組んでいただけたら、福岡市の様子、市の動きが子どもたちも少なからずわかっていくのではないかなと思います。実現できたこと、そして決まったことが子どもたちにも、市民にも、私たちにもわかるように、情報発信をしていただけたらなと思います。

先ほど委員がおっしゃっていましたが、私も今日、高島市長に会いたかったです。初めと終わりは会えるかなと思いました。この委員になったよとお友達に言ったら、「じゃあ、高島市長に会えるっちゃね。直接言えるってすごいよね」と背中を押してもらっていたんですけれども、最後までいらっしゃらなかったのも、とても会いたかったなということをお伝えいただけたらと思います。済みません、ありがとうございました。

○委員長　ありがとうございました。

ちょっと市長は出られないんじゃないかと思いますが、そういうことを直接申し上げられる機会があればほんとうはいいということは了解いたしますが。

先ほど、委員から話がございましたが、具体的に、この答申案の中の前文といいますか、2番目のところの基本的な意見というところの文言、これが大体、少子高齢化、都市化、核家族化、共働き家庭の増加、こういう流れというのは、従来どおりではないかと。もうちょっと強調すべき問題は、先ほど目標1のところにつけ加えていただいたと、事務局からご説明もあって、16ページに加わっていますけれども、その貧困の問題が関連の大きい問題で、この前文の中の一文として、その言葉も入れたらいいかという具体的なご提案をいただきました。

また、子どもの権利条約については、一つというところで、下のほうに、次の事項を踏まえながらという、事項扱いになっていますが、これも基本的な意見の中に入れ込ん

でいく必要があるのではないかというご意見をいただきました。

これにつきましていかがでございましょうか。では、またそれは事務局と調整させていただいて、できるだけそういう方向で答申案のほうに入れさせていただこうということだと思っておりますが。

○委員　お願いします。

○委員長　事務局のほうでもよろしく願いいたします。

○委員　福岡市の子ども施策の中で、いいなと思っているのは、こども総合相談センターのえがお館が教育委員会と児相と一緒にやってるところです。縦割り行政で、そのすき間に埋もれている子どもたちを救えるというところでは、全国にも例がない画期的なものです。もう一つは、いわゆる留守家庭子ども会です。全国で言う学童保育、これは教育委員会から福祉のほうに全国的には移動していますけれども、校長が運営委員になって教職員も入っていて、しかも1年生から6年生までやっています。調査もしましたけれども、福岡市のやり方は非常にモデルになるなと思っています。ほかの地域では、NPOに委任したり、私企業に委任したりして、とんでもないことが起こりますけれども、福岡市は行政が責任を持って、教育委員会と協力してやっぺらるので、ここは堅持していただきたいと思います。

最後に、具体的なところで、しつこいようで大変申しわけないんですけれども、答申案の2枚目の「一 障がいのある子どもへの支援を充実していただきたい」というのは、あまりにも曖昧過ぎるので、私はこの後に「特別支援学校にスクールカウンセラーの配置をしていただきたい」と入れていただきたいと考えております。

○委員長　ご要望を伺いました。確かに、もう少し具体的にということですが、ちょっと細かい感じもするなと、私の意見なんですけどね。つまり、個々の、いわゆる施策を全部入れ込まなければいけない表現になると思うんですよ、そうなる。

○委員　しかし、こちら側の資料のほうに、では、そういうことが書いてあるかというと、書いていないんですよ。中1ギャップに対してスクールカウンセラーの充実、不登校対策教員の充実ということは書いてありますけれども、こちら側にも書いていない、こちらにも書いていないということになると、今まで意見を言ってきたことが全然反映されていないことになります。皆さんが反対であれば別にいいんですが、そうでなければ入れていただきたいと思います。

○委員長 わかりました。おそらく皆さんも反対ではないと思うんですけども、全体のバランスで、そのことだけが突出してくる印象があります。この計画案の中に、もうちょっと具体的な言葉、文言が入れば、答申案じゃなくていいんじゃないかというご指摘だと思うんですが。それはまた考えていただこうと思いますけれども、答申案の中でそれだけが非常に突出する感じがするんですよ。特定の施策みたいな形で入ってきますので。そうすると、もっともっと入れ込まなければいけない、そういった思いもあります。ご意見としていただいて、事務局と調整させていただいていいですか。反対ではありませんけれども。

○委員 それで構いませんが、必ずこちら側には入れていただきたい、少なくとも。

○委員長 第4次計画案のほうに。

○委員 はい。具体的に入れていただきたいと思います。

○委員長 そういう要望をいただいたということで。

それから、済みません、私が失念しておりまして、先ほど、幼児教育・保育のところに、保育所の人材確保のみならず、質の高い保育と質の高い人材確保、そういった流れが入ってもいいんじゃないかというご指摘もいただきましたので、これもご意見どおり、いかがでしょうか。皆さんのご同意をいただければ、事務局と調整させていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そういう方向でさせていただきたいと思います。

ほかに。どうぞ委員。

○委員 済みません。答申案のほうの2枚目の、ひとり親家庭に対するところ、真ん中あたりですけども、「情報提供や相談、就業支援などを充実していただきたい」とあります。ひとり親家庭の中の一つに未婚の場合が含まれて、先ほどのアンケートの15ページにも、未婚のひとり親家庭の保育料に係る寡婦控除の見直しというのがありました。これは私もずっと再三求めてきたもので、今回ちょっと期待をしていたんですが、従来どおりの市の対応で、国に対して要望と他都市への状況なども十分に踏まえ、検討

を進めてまいりますというので、うーんと思っています。スクールソーシャルワーカーは全国的にもすごく伸びている、けれども、この分については、政令市でも順次ずっと、みなし寡婦は進んでいる中で、福岡市はちょっとおくらしている感は否めないんですね。

私も、未婚のひとり親だけを特化するのもあれかな、ちょっと細か過ぎるかなと思ったので、先ほどの「ひとり親家庭に対する」の項目のところ、就業支援とは書いてあるんですけども、就業できたらあたかも経済的にゆとりがあるというか、生活が少しでも楽になるかのようですけど、実際、今、さまざまな就労支援をしていただいているんですが、ほとんどが非正規の状況なんですね。ひとり親で働いている場合、なかなか、いわゆる貧困から抜け出せない状況です。これもかねてから私は申し上げていますが、日本の場合、税の再配分の問題があって、ちょっと働いてもなかなか、それが税の配分という、再配分がうまくいっていないので、貧困から抜け出せないという現状、これも日本独特の構造だろうと思います。

やっぱり一番の支援は現物支給だとよく言われますね。経済支援等含めてなんですが。ですから、ひとり親家庭の就業支援の文言の後ろに経済支援という言葉を盛り込めないかなと思っています。もちろん、上のほうの四つ目、先ほど委員がおっしゃった、子どもの貧困は重大な問題だということの中で、これは私もほんとうに賛同しているところなんですが、ここの支援を行っていただきたいという中に、経済とか、そういう全てが盛り込まれるのかなとも解釈できなくはないんですけども、特にこのひとり親家庭に対してというところでは、就業支援だけでは、なかなか貧困から脱せられない今の日本の状況の中、経済支援をと。それが例えば一つ、みなし寡婦だったり、そういうことにながっていくのかなと、期待を持たせていただく意味でも、入れていただけないかなという意見です。

○委員長 この辺はいかがでしょうか。ちょっと私のほうでは、なかなか難しくて、わかりにくいんですが。そういうことが望ましいだろうなと思うんですけども、事務局は何かご意見ありますか。

○事務局 答申案の中では、就業支援などということで、「など」のほうに含めておりましたけど、そこをちゃんとはっきりと経済的支援と記入する方向で検討したいと思います。

○委員長 検討いただける？

○事務局 はい。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございました。

それから、先ほど、委員さんから、この答申がどう現実化されていくかということをおっしゃっていただきましたが、この案ができて、毎年、審議会でおそらく検証することが書かれておりますから、その検証の過程の中で、どの程度実現化されていくかというのはチェックできるというシステムにはなっていると思います。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○委員 私のほうから二つ。

今回の要望は、こちらの総合計画案に対してまとめられたものですが、今日、市民の意見と市の考え方を出示していただいたわけですが、この市民の意見の中で私が大変感じたことがあります。それは、要望に対して答えが実施していますというところが大変多かった、ということは、市民の方が市が何をやっているかを実際には知らないのが現状であるということです。そして、それが一番、私は課題であるのかなと受けとめておりました。

そういう意味では、今回、要望の中で、個々では情報提供というのはたくさんうたっていたわけですが、総合的な周知の強化をどうするかが重要なのかなと思っておりますので、そこら辺をどうお考えか教えていただきたいと思っております。

○委員長 行政でなされていることが、たくさんあるということは実感されたということですが、実際には市民がわからないんじゃないかということでした。よろしくお願いいたします。

○事務局 資料3の45ページに書かせていただいておりますけれども、ふくおか子ども情報のホームページ、メールマガジン、それから冊子にしておりますが、子育て情報ガイド、市政だより、さまざまな媒体を活用しながら、市民の方に提供しているという現状でございます。

○委員 ありがとうございます。

ただ、多分まだ知らない方が多いので、そこをもっと強化しないといけないのではないかと思います。そういう意味では、ここの意見の中の総合的なところに、もうちょっと周知の強化を入れていただけたらなと思っております。

それから、2点目でございますが、先ほど、保育士の不足、それから保育士の質の確保というお話がございました。実は私、株式会社で小規模の保育所を今年4月から実施いたします。株式会社も同じように、子どもたちの大きな夢をかなえてあげたい、子どもたちのため、それからお母さんたちのためになりたい、それからレベルの高い保育をしたいという思いで実施いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに。

○委員 またちょっと瑣末なことですけれど、障がい児支援のところを先ほどからずっと見ているんですが、一つ抜けているところがありそうなので、入れていただきたいんです。

正確な名前を今思い出せないんですけど、放課後、障がいさんたちを預かる放課後デイケア事業というのがあるのはご存じだと思います。一般の元気なお子さんは、学校が終わった後に、学校の校庭の片隅におうちがあって、そこで預かってくれるんですが、そこでは障がいのあるお子さんというのは預かってもらえなくて、障がいのあるお子さんを預かってくれるありがたい施設というのがあります。障がいのあるお子さんのお母さんたちは非常に助かっています。

ただ、残念なことに、その資格要件の中のスタッフの要件に、ちゃんとした資格を持った人を雇わなければならないという文言がなく、どういう研修か詳しく知りませんが、ちょっと研修を受ければ、障がいのある方を預かることができる、保育士も要らない、看護師も要らない、教師の免許も要らないということで、ほとんど素人のような方が、突然、心停止に陥る可能性のあるような障がいのあるお子さんを預かっています。そういうところから、近所のお医者さんとかに電話がかかってきて、何かあったときに対応してもらえるように提携・協力関係を結んでももらえませんかと言ってきているということで、医師会としても大変困惑しているところです。

先ほどから質の担保の話題が出ておりますので、障がい児デイケアの拡充をぜひ支援していただきたいんですが、資格要件に関して、もう少し厳格化してもらえるように、この中に何らかの形で盛り込んでいただけないかと思っております。

○委員長 計画の中でよろしゅうございますかね、その拡充ね。そのようなことも考えて  
いただきたいということでございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ、ではお願いします。今の問題だと思いますが。

○事務局 確かに、放課後等デイサービス事業、1人は、いわゆるサビ管というものですが、けれども、専門家が必要になっておりますが、ほかの方は、保育士とか、特に資格がなくてもいい形になっています。我々もそこは非常に問題だと思っているんですが、今後、研修とかでいろいろ底上げを図っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○委員 今後に期待しております。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。

ほかによろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

○委員 今日は最後ということなので、2点ほど意見というかお願いがございます。

まず、目標1と目標の2の社会づくりと環境づくり、今、皆さんのご意見聞きながら、これはほんとうに論議だけでなく、実現していただきたいことだと思いました。

それと、その中で、目標3の地域における子育ての件なんですけれども、パブコメの意見の中でも地域からの意見というのが一番少ないんですね。とても、それを残念に思います。学校からはよく、子どものことは学校・家庭・地域だと言われますけれども、この地域に関してどれぐらい行政側が積極的にかかわっているのかなと、そこをまず今後考えていていただきたいなと思います。地域では個々に、子ども会活動だったり、青少年の活動だったりやっていて、何かあると行政は地域と言うんですね。やっぱり地域というものにももう少し細かにかかわっていていただきたいというのがお願いです。

もう1点は、先ほど委員も言われましたけれども、中高生の意見がすごく少なかったのが、私もすごく残念でなりません。アンケートの方法をもう少し考えれば、中高生の意見がもっともっと反映できる方法があったんじゃないかなと、とても残念に思っています。こういう審議会をやっていきますと、どうしても大人の目線で見えてしまいます。私はずっと子ども会と青少年で、子どもとずっとかかわっておりまして、それも全て職業ではなくボランティアとしてかかわっておりますので、ぜひ、こういうときには子どもを中心に置いて、この総合計画のほうを実施していただきたいと思います。

○委員長 ご意見いただき、ありがとうございました。

では、事務局のほうは、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにはよろしゅうございましょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いろいろとご意見いただきました。とりわけ、この答申案につきましても、加筆修正するような箇所もいただきました。

繰り返しませんけど、今、皆さんに同意いただいたようなところは、できるだけ事務局と合わせて盛り込んでいきたいと思っております。

先生がご指摘の、具体的な文言ですね、特別支援学校のスクールカウンセラーというのは、かなり具体的に突っ込んだものでありまして、10ページのここにも、ちょっと、区役所、地域、学校における相談云々というところでスクールカウンセラーと文言が出ていたりします。障害児支援のところには教育問題について具体的にはあまり入ってきていないんです。ですから、そこは少し考えていただくということです。

それから、教育領域なんですね。これは全体で総合計画ではありますけれども、たしか、先ほどの教育計画なんかあると思うんですね、教育委員会策定の。以前は一緒だったんですけれども、別になったんですね、教育の問題は。ですから、そちらのほうで盛り込まれているのかもわかりません。その辺のところも伺って、検討させていただきたいと思います。ですから、申しわけないけど、この答申案にどういうふうに入れるか、考えさせてください。時間をいただき、皆さんからいろいろご意見いただきました。できるだけ、今申しましたように、入れ込めるところは考えて、させていただきたいと思っています。

では、答申案についての審議はここまでとさせていただきます。

## 報告

「福岡市児童養護施設等の小規模化に係る推進計画」について

○委員長 報告が2件ありますので、報告のほうに入らせていただきます。

一つ目、「福岡市児童養護施設等の小規模化に係る推進計画」について、お願いいたします。

○事務局 資料5をごらんください。

「福岡市児童養護施設等の小規模化に係る推進計画」についてでございます。

まず、計画策定の経過についてでございますが、平成24年度に国が児童養護施設及び乳児院の小規模化を実現していくために、各都道府県に対して推進計画を策定するように技術的な助言がされております。

これは、社会的養護が必要な子どもたちを可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることができるように、施設のケア単位の小規模化ですとか、里親やファミリーホームを推進することを目的としたものでございます。

今回の第4次福岡市子ども総合計画に記載します社会的養護施策の検討とあわせまして、福岡市要保護児童の社会的養護のあり方検討会から意見を伺った後で、各施設において策定していただきました家庭的養護推進計画と調整をして、福岡市の推進計画を策定したものでございます。

この計画は、平成41年度までの15年間で小規模化を実現するための行程表でございます。福岡市子ども総合計画の更新時期にあわせて5年ごとに見直しを行い、各期の取り組みを反映させ、調整を図ってまいります。

次に、3番目のところですが、国が示しています小規模化の考え方について説明させていただきます。

平成24年度末の全国の社会的養護の状況は、里親等の委託が14.8%であり、85.2%は児童養護施設、乳児院で養育されているという状況で、施設養護が中心となっております。これを平成41年度までに、里親、本体施設、グループホームの割合を3分の1ずつとしていくことが国の目標とされました。

また、小規模化に当たりましては、一つが本体施設の定員の小規模化、二つ目が、本体施設の中で一緒に生活するグループを小さくし、グループごとにキッチン、浴室などの一般の家屋と同じような設備を備えるような取り組み、3点目が、多数の児童が同じ敷地で生活するのではなく、敷地の外ですね、地域においてグループホームを増やして分散化させることが示されております。

具体的には、児童養護施設では、定員を57名程度まで小規模化するとともに、本体施設を全て小規模グループケア化し、かつグループホームを敷地外に設置していきます。

資料の一番下に、100名の児童養護施設を57名に小規模化する場合のイメージ図を記載しております。

次のページをごらんください。2番目に、乳児院につきましては、定員を35名以下とするとともに、本体施設を全て4名から6名までの小規模グループケア化をしてまいります。なお、必須ではございませんが、福岡市ではグループホームの設置にも取り組んでまいります。

次に、4番目として、今回策定しました福岡市の推進計画についてご説明いたします。計画期間は平成27年度から41年度までの15年間で、5年ごとに前期、中期、後期の計画

としております。

目標につきましては、福岡市ではこれまで里親制度を推進してきた結果、既に里親、ファミリーホームへの委託率が30%を超えております。それで、さらに家庭的養護を推進してまいります。

平成41年度までに、市内の児童養護施設と乳児院全てにおいて施設の小規模化を実施し、里親委託率を50%とするとともに、本体施設とグループホームで養育する児童をおおむね1対1とする計画としております。

(3) で各期の取り組みでございますが、各期の目標値は、前期は今回の子ども総合計画のとおりでございます。なお、中期、後期につきましては、現時点における目標ということで、今後の子ども総合計画の更新時期にあわせまして5年ごとに見直し、各期の取り組みを反映させて整合を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

何かご質問、よろしゅうございましょうか。

〔「なし」の声あり〕

報告

専門部会の開催状況について

○委員長 それでは、もう1件の報告をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料6をごらんください。

専門部会の開催状況につきましてご報告を申し上げたいと思います。

まず、処遇困難事例等専門部会につきましてですが、所管事項は、児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項でございます。

開催状況につきましては、平成25年度は年間11回開催をいたしまして、諮問等件数は48件でございます。細かい状況につきましては、表のとおりでございます。

平成26年度は、1月末現在の状況でございますが、10回の開催で、諮問等件数は44件でございます。

なお、処遇困難事例の中のその他とございますのは、保護者の意に反して一時保護を実施した事例で、保護期間が2カ月を超える事例に関しまして、その可否についてお諮

りをした件数でございます。

○事務局 続きまして、2 番目に権利擁護等の専門部会につきましてご報告いたします。

所管事項といたしましては、児童養護施設等の入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例の検証でございます。

平成25年度は専門部会を2 回開催しております。

主な内容ですが、被措置児童の権利擁護に関する報告でございます。この中では、施設に入所している子どもの相談専用電話であります「あんしんホットライン」を設置しております。その相談受理状況ですとか、児童養護施設、母子寮等の第三者評価の受審状況についての報告をしております。

また、死亡事例検証では、平成25年2 月に起きました15歳児の死亡事例について検証を行っております。詳しくは、後ろに検証報告書を添付しておりますが、平成25年2 月に祖父が自宅で15歳の孫を包丁で刺し殺したものでございます。事件当時、祖父は認知症の初期症状で鬱病を発病しており、心神耗弱状態でございます。この事例につきましては、記載していますとおり、精神疾患に関する市民啓発の強化と、精神疾患を有する同居家族が子どもに加害行為を与える可能性への気づきという提言をいただいております。

平成26年度も専門部会を2 回開催しております。

被措置児童の権利擁護に関する報告では、先ほどと同様の内容の報告をしております。

それと、被措置児童等の虐待防止ガイドラインの策定でございますが、児童福祉施設に措置されております児童が施設内で虐待行為を受けることがないように、関係者の責務、予防の取り組み、起きた場合の対応について定めたガイドラインを策定しております、その説明を行っております。

また、死亡事例検証におきましては、平成26年7 月に起きました1 歳児の死亡事例と、26年11月に起きました9 カ月児の死亡事例につきまして、いずれも心中事例でございますが、状況を報告しております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

では、3 番目に教育・保育施設等認可・確認専門部会、お願いいたします。

○事務局 教育・保育施設等認可・確認専門部会のご報告をいたします。

この部会は、昨年5 月30日の当審議会にて設置いたしまして、9 月29日の審議会にて臨時委員を含む7 名の委員を選任したものでございます。

所管事項は記載のとおり、保育所や家庭的保育事業などの認可に関する事項並びに特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項でございます。

第1回に開催いたしました部会で、地域型保育事業者37事業者の選定について審議を行いました。

説明については以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。何かご質問とかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、これで報告を終わらせていただきたいと思います。

進め方が不的確で、大変恐縮でございますが、もう一度確認させていただきたいと思っています。先ほどの諮問案については、修正等いたしまして、事務局といたしましては2月中旬には答申いたしたいと思っております。それにつきましては、文言等の修正は私どもにご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。では、そういう方向でさせていただくことを確認させていただきまして、終了させていただきます。

どうぞ事務局のほう、お願いいたします。

閉会

○事務局 委員長並びに委員の皆様、本日は大変長時間にわたり、お疲れさまでございました。

第4次福岡市子ども総合計画につきましては、長時間にわたりご審議をいただき、ほんとうにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

最後に事務連絡でございます。今後の予定でございますが、近日中に、先ほど委員長からお話がありましたように、委員長から市に答申をお渡しいただき、その答申を踏まえまして、計画の最終決定に向けて市のほうで作業を進めさせていただきます。計画が決定いたしましたら、3月末を目途に、委員の皆様にも計画のほうを郵送させていただきます。

また、今後は、この審議会の中で計画の進捗状況の点検、評価をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議の内容につきましては、議事録を作成いたしまして公表することといたしております。後日、議事録の内容を事前に確認いただくため、メールで、または郵便で議事録の案をお送りいたしますので、どうぞご確認のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして平成26年度第3回福岡市こども・子育て審議会を終了させていただきます。本日はどうも、長時間ありがとうございました。

閉 会